

50 離島・へき地における医師・看護師確保の充実について

【厚生労働省】

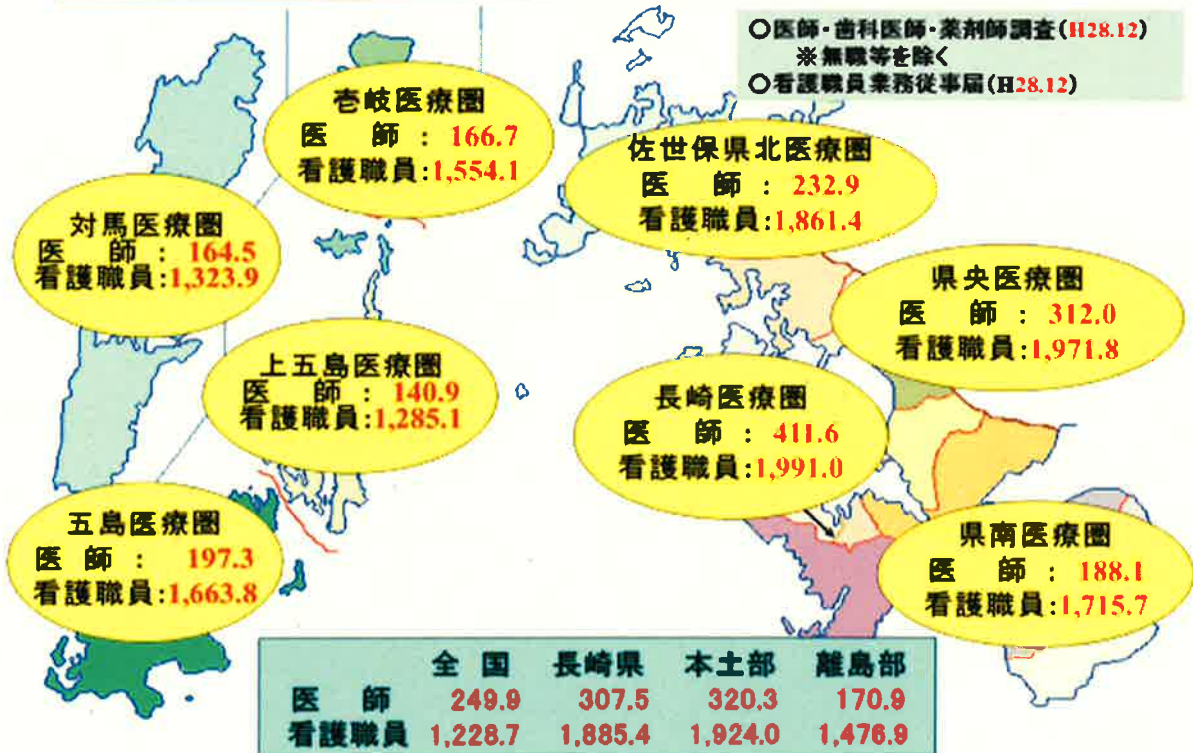
【提案・要望】

- 1 地域の医師確保のために設けられている修学資金貸与を行う医学部地域枠については、平成31年度までの暫定措置となっているが、離島・へき地を多く有する本県にとっては、医師養成課程における医師確保の貴重な手段となっていることから、現行の制度を継続すること
- 2 離島・へき地の医療機関へ看護職員を出向させる医療機関に対し、経済的インセンティブを付与する制度を創設するなど、国として離島・へき地の看護職員確保に向けて政策的に取り組むこと

【本県の現状・課題等】

- 1 本県では、昭和40年代から独自の医師養成制度を開始し、平成23年度からは地域枠制度による医師を養成することにより、離島・へき地の医師確保に取り組んでいるが、離島部の医師数は全国平均を大きく下回り、本土部と離島部では2倍近い格差があるなど依然として医師が不足している。
これまで県で養成し離島に勤務する医師については、恒常的な医師不足から、最新の医療を学ぶための本土病院での研修も十分に行えていない現状がある。さらに、義務年限終了による退職もあることから、離島・へき地医療を維持・向上させていくためには、継続して医師を養成することが必須であり、そのためには、現行の地域枠制度の継続が必要である。
- 2 本県で実施した調査によると、離島地域の看護職員が働く施設の18.9%が看護職員の不足感を抱えており、看護職員の高齢化等により、今後の確保が益々憂慮される状況。
離島の医療施設の中には、看護職員の確保ができず病床の維持が困難となっている地域もある。離島の基幹病院では、医療提供体制の維持のため、本土の都市部病院から看護職員の出向による支援を受けているが、離島地域の人材確保と併せて、出向者にとっても、自施設と異なる機能を持つ施設でのチャレンジがモチベーションの向上に繋がるなどの一定の効果が認められている。
しかし、一部の病院からの出向支援や民間派遣会社の活用等の現在の取組では離島の看護職員確保が困難となっており、国の政策として、看護職員確保に向けて強力に取り組んでいただく必要がある。

長崎県二次医療圏別医師・看護職員数(人口10万対)



【提案・要望実現の効果】

- 1 地域枠の制度が継続されることにより、離島・へき地をはじめとする医師不足地域における安定的な医師確保に繋がる。
- 2 国が、離島・へき地の看護職員確保のために、政策的に取り組むことにより、出向支援に関わる医療機関が拡大し、離島・へき地の医療機関の人材確保に繋がり、医療提供体制が維持される。

51 離島地域における介護保険サービスの利用機会の拡大と利用者の負担軽減について

【厚生労働省】

【提案・要望】

離島地域における介護保険サービスの利用機会の拡大と、利用者の負担増軽減を図るため、以下の施策を講じること

- (1) 離島地域において、本土並みの介護サービス提供体制が整えられるよう、事業者への支援制度を創設すること
- (2) 介護サービスの利用において、離島地域に住んでいるが故に生じている利用者負担増分を解消するとともに、これにより生じる地方の財政負担や、税の優遇措置を受けない事業者の負担について、国による財政支援を行うこと
- (3) 「介護サービス利用に係る渡航費助成」について、地域支援事業（任意事業）の対象とすること

【本県の現状・課題等】

全国平均に比べ高齢化が進む本県の中でも、特に、離島地域の高齢化率は高く、住民の1/3以上が高齢者となっており、最も高齢化が進んだ自治体では、高齢化率が45%を超えている状況にある。そのような中、離島地域は、本土から隔絶し地理的に不利な状況にあるため、介護サービス基盤の整備が遅れており、特に、人口規模が小さい二次離島等では、介護サービス提供事業者の参入が非常に難しいため、島内の要介護者等に対する介護サービス提供体制が整っていない。

離島地域においては、サービス確保の観点から、離島地域に所在する事業所が行う訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、原則、サービス費用の15%が特別地域加算されており、国は、平成12年から利用者負担軽減のための補助事業を行っている。しかし、当該軽減措置は、対象サービス、対象者、対象事業所が限定されており、また措置を受けても、一定の利用者負担増が残るため、利用者全ての格差が緩和されているわけではない。

また、介護サービスの利用者支援として、離島を抱える市町では、平成26年度まで、地域支援事業(任意事業)を活用して渡航費の助成を実施していたが、平成27年度からは事業対象外となったため、市町の負担が増大している。

(本県の取組)

平成16年度から、県や市町等で構成する離島サービス確保対策検討委員会を設置し、離島における諸課題の解決、サービスの充実等について検討等を行ってきた。

平成29年度は、離島地域における介護サービスのニーズや状況等を把握するために、実際に離島地域にお住まいの住民の方に対するアンケート調査や、サービスの提供を行っている事業者へのヒアリング調査を実施したところであり、その結果を踏まえ、特に二次離島における介護サービス提供体制の整備について具体的な検討を行っていくこととしている。

○長崎県の離島の状況

単位：人

	県全体【A】	離島【B】	【B】－【A】
要介護（支援）認定者数【C】	90,905	10,003	-
サービス受給者【D】	80,883	8,096	-
サービス受給率【D／C】	89.0%	80.9%	△8.1%

※離島とは、離島振興法に基づく51島

○離島市町別の高齢化率

(単位：人、%)

		全国 (千人)	長崎県 (全体)	離島市町 合計	対馬市	壱岐市	五島市	小値賀町	新上五島町
H27	総人口	127,095	1,377,187	118,165	31,457	27,103	37,327	2,560	19,718
	65歳以上 (高齢化率)	33,465 (26.6)	404,686 (29.6)	42,586 (36.0)	10,675 (33.9)	9,615 (35.5)	13,710 (36.8)	1,169 (45.7)	7,417 (37.6)
H37 推計	総人口	120,659	1,250,016	96,969	25,418	23,617	30,529	1,909	15,496
	65歳以上 (高齢化率)	36,573 (30.3)	439,564 (35.2)	42,132 (43.4)	10,521 (41.4)	9,270 (39.3)	13,992 (45.8)	1,093 (57.3)	7,256 (46.8)

○離島における介護サービスの状況（平成29年度調査）

(平成29年4月30日時点)

	介護（予防）サービス別・サービス提供の状況 ※2・3																											
	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハ	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハ	短期入所生活介護 (老健)	短期入所療養介護 (老健)	福祉用具貸与 (福祉用具)	福祉用具購入費	住宅改修費	特定施設入居者 生活介護	居宅介護支援 サービス	地域密着型(介護予防)サービス										その他			
	型訪問介護	定期巡回・随時対応 型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	地域密着型通所介護	認知症対応型 通所介護	居宅介護 小規模多機能型	共同生活介護	認知症対応型 居宅介護	地域密着型特定施設 入居者生活介護	福祉施設 施設入居者生活 介護	地域密着型 介護老人福祉施設 (複合型サービス) 介護小規模多機能型 居宅介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	その他													
①住んでいる島内でサービスを受けている島の数	27	3	10	8	6	17	4	14	4	0	30	8	7	5	28	2	1	14	4	9	8	0	0	0	10	6	1	2
②利用者が渡海船で島外へ出ないサービスが利用できない島の数	3	2	3	2	9	9	11	6	4	0	1	0	0	8	1	0	0	1	1	2	16	0	1	0	11	19	5	1
合計	30	5	13	10	15	26	15	20	8	0	31	8	7	13	29	2	1	15	5	11	24	0	1	0	21	25	6	3

- ※1 要介護・要支援者が居住する離島振興法の指定を受けた島の数：43島
- ※2 ①利用者が住んでいる島内で介護サービスを受けている。もしくは、島外であるが車で移動可能（橋が架かっている）。または、島外(市町内外)サービス業者が、来島等して利用者へサービスを提供している。
②サービスの利用者が渡海船等を利用し島外へ移動しないと、介護サービスを利用することができない。
- ※3 「介護（予防）サービス別受給者内訳」の記載方法について
介護予防サービスは、同種の介護サービス欄に計上。

【提案・要望実現の効果】

離島地域への介護サービス事業者の参入が促進され、離島の利用者が本土の利用者と同様のサービスを受けることができるようになる。

また、離島地域の特別地域加算による利用者の負担増をなくすとともに、渡航費助成を地域支援事業の対象とすることで、離島の利用者の経済的負担について、本土の利用者との格差是正が図られる。

52 介護人材の育成・確保に関する施策の充実強化について

【厚生労働省】

【提案・要望】

介護人材の安定的な育成・確保を図るため、以下の施策を講じること

- (1) 介護福祉士修学資金等貸付制度については、今後とも安定的に貸付けができるよう、継続して制度を実施するとともに、貸付原資の財源については、国の全額補助による制度を復活すること
- (2) 介護職員処遇改善加算制度のさらなる拡充を図ること

【本県の現状・課題等】

本県では、団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる平成37年度には、高齢者人口が約44万人、高齢化率が35.2%（全国30.3%）に達すると推測され、介護事業所全体の介護人材は、平成27年度（2015年度）に比べて、約9,400人が新たに必要になると見込まれており、地域包括ケアシステムを実現するためには、介護人材の育成・確保が、重要な課題となっている。

そのような中、本県の介護福祉士養成施設への入学者は、近年、定員の半分以下となっており、募集を停止する養成施設も現れるなど、入学者の確保が課題となっている。

また、平成27年度に本県が実施した、介護職員等の離職状況調査結果では、「働き続けるための取組」として、「給与水準の改善」が回答者の約7割から挙げられており、介護人材の定着や確保を図る上で、給与水準の改善が必要である。

なお、厚生労働省が実施した、平成28年賃金構造基本統計調査（長崎県版）において、介護職員の所定内給与（月額）は、全産業平均と比較し、6～7万円程度低い状況である。

（本県の取組）

介護人材の育成・確保を図るため、地域医療介護総合確保基金を活用しながら、関係団体・機関が連携・協働して、小・中・高校生に対して、介護の仕事の魅力を伝える基礎講座を実施するなど介護現場のイメージアップや、合同面談会やマッチング支援による参入促進、定着促進のための経営・労働環境の改善などに取り組んでいる。

また、介護福祉士修学資金等貸付事業については、平成27年度の国の経済対策（補正予算）により、平成28年度から平成30年度までの間、貸付原資が確保されたことから、本県では、平成23年度以来、5年ぶりに事業を再開したところであり、貸付件数は年々増加している。

さらに、平成29年4月から、介護職員処遇改善加算に、月額平均1万円相当の賃金改善となる新たな加算区分が設けられたことから、国の補助事業を活用し、社会保険労務士を派遣して、助言を行うなど、介護事業所の加算取得を促進している。

(介護人材の需給推計関係)

○将来必要となる介護人材の推計 (単位:人)

区分	平成27年度 (2015年) ①	平成37年度 (2025年) ②	②-①
介護職員数	27,281	33,012	5,731
介護保険施設・事業所の看護職員数	5,058	5,869	811
介護その他の職員数	15,725	18,592	2,867
合計	48,064	57,473	9,409

※平成30年3月推計

○介護職員の需要推計と供給推計の差

	平成37年度 (2025) (単位:人)
需要推計	33,012
供給推計	29,714
需要と供給の差 (需給ギャップ)	3,298

※平成30年3月推計

(介護福祉士修学資金等貸付関係)

○県内介護福祉士養成施設入学者の状況

	定員	入学者	充足率
H26	260	119	45.8%
H27	220	114	51.8%
H28	220	96	43.6%
H29	216	104	48.1%

※H29年度長崎県調査

(介護職員処遇改善加算関係)

○賃金格差について

所定内給与額(月額)比較		単位:千円	
	全産業	職種別	
長崎県	255.0	福祉施設介護員	193.9
		ホームヘルパー	181.6
		介護支援専門員	215.5
		看護師	277.4
		准看護師	237.0
		栄養士	215.5
全国	304.0	調理士	205.6
		福祉施設介護員	215.2
		ホームヘルパー	213.0
		介護支援専門員	255.8
		看護師	299.3
		准看護師	259.8
		栄養士	227.5
		調理士	228.5

※平成28年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)

○介護福祉士修学資金等貸付事業の状況

	介護福祉士 修学資金貸付		介護福祉士 実務者研修 受講資金 貸付	再就職 準備金 貸付
	高校生	在校生		
H28	-	8	204	6
H29	16	13	341	10
H30	20	25	400	60

※H28・29確定人数、H30予算計上人数

【提案・要望実現の効果】

(項目1)

このままでは、介護福祉士修学資金等貸付の貸付原資が無くなり、貸付事業を実施できなくなるが、制度が継続されれば、引き続き貸付が可能となり、介護福祉士養成施設の入学者確保や、介護職員の資格取得による定着促進、離職者の介護現場への復職につながることから、さらなる介護人材の安定的な育成・確保が可能となる。

また、貸付原資が全額国庫補助となれば、安定した貸付事業が実施可能となり、継続的な介護人材の確保が可能となる。

(項目2)

介護職員等の賃金水準の改善により、介護職場への参入が促進され、介護人材の安定的な確保により、質の高い介護サービスが提供可能となる。

また、地域における雇用の場の創出につながることから、地方における人口減少の防止や定住の促進、ひいては地方創生に寄与する。

53 介護保険給付費に関する費用負担の見直しについて

【厚生労働省】

【提案・要望】

保険給付費に対する国庫負担割合の引き上げなど費用負担の抜本的な見直しにより、高齢者等の保険料負担の軽減を図ること

【本県の現状・課題等】

本県は、全国平均に比べ早く高齢化が進んでおり、平成37年には65歳以上の高齢者人口が約44万人、高齢化率では35.2%（全国30.3%）に達すると推測されている。

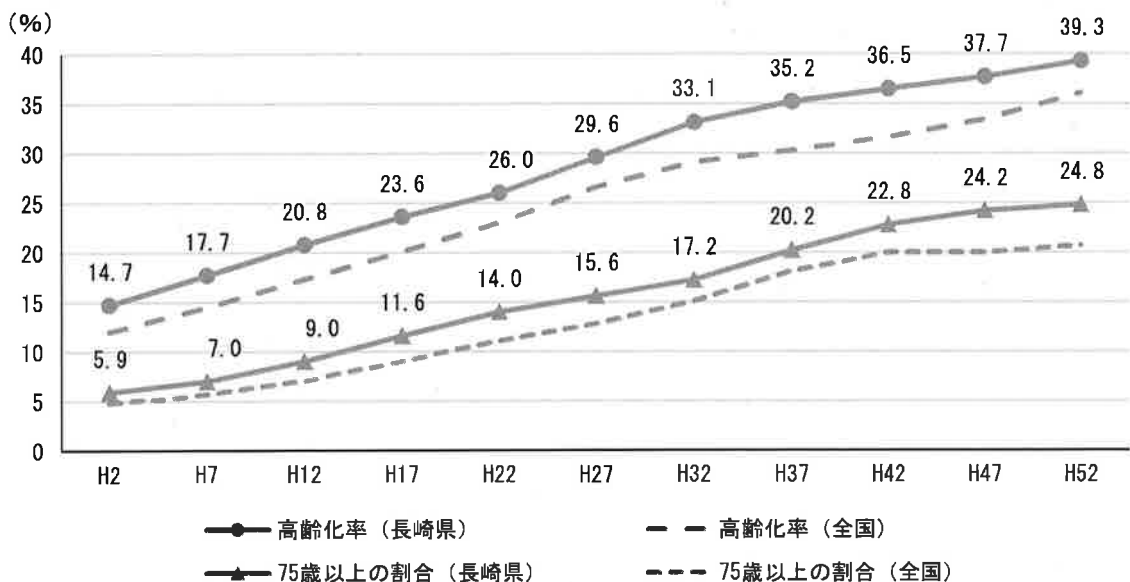
介護保険制度においても、制度開始時の平成12年度と平成29年度の比較では、介護サービス受給者が約2.6倍に増大しており、65歳以上の第1号被保険者が負担する介護保険料基準額についても、県平均で、3,041円から5,770円と約1.9倍に増大している。

今後、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には、本県の高齢者人口がピークに達する見込みとなっており、介護保険財政がますます厳しくなることが予想される。

（本県の取組）

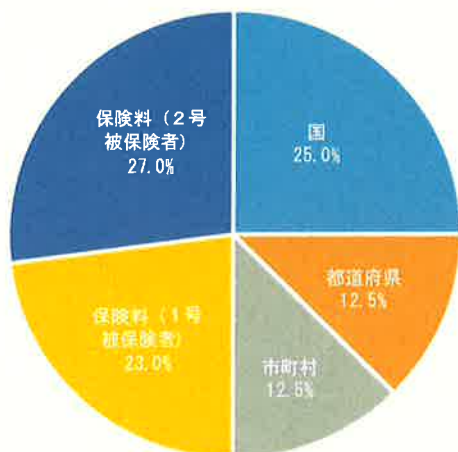
保険給付の費用負担割合は、保険料負担が、第1号被保険者分が23%、第2号被保険者分が27%、また、公費負担として国が25%（施設等給付費20%）都道府県が12.5%（施設等給付費17.5%）、市町村が12.5%で負担することとなっており、本県の平成29年度の負担額は184億円と、平成12年度に比べ約2.6倍に増大している。

○長崎県の高齢化率等の推移と推計

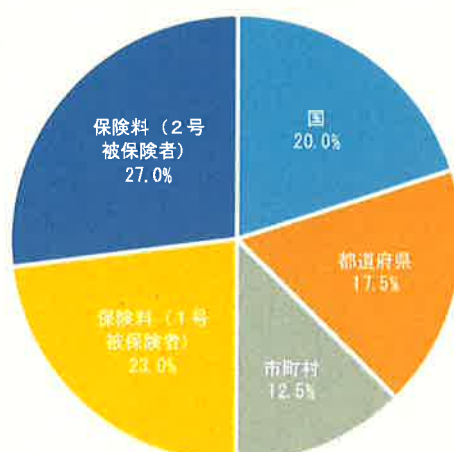


○現在の公費費用負担の状況

居宅給付費の場合



施設等給付費の場合



○本県の認定者数(65歳以上)の推移 (単位:人)

年度	H12	H29	指数 (H12=100)
認定者数	44,750	87,272	195.0

○本県の認定率の推移(第1号被保険者分)

年度	H12	H29	指数 (H12=100)
認定率	13.9%	20.7%	148.9

○本県の各サービス受給者の推移(第1号被保険者分) (単位:人)

年度	H12	H29	指数 (H12=100)
受給者数	31,033	79,506	256.2

○本県の介護保険費用額の推移 (単位:億円)

年度	H12	H29	指数 (H12=100)
介護総費用	629	1,417	225.3
保険給付額	569	1,288	226.4
県費負担額	71	184	259.2
市町負担額	71	161	226.8

○本県の基準保険料の推移(各保険者の加重平均)

年度	[1期] H12~14	[2期] H15~17	[3期] H18~20	[4期] H21~23	[5期] H24~26	[6期] H27~29	[7期] H30~32	指数 (1期=100)
保険料	3,041	3,573	4,765	4,721	5,421	5,770	6,258	205.8
全国平均	2,911(-)	3,293(-)	4,090(5位)	4,106(4位)	4,972(7位)	5,514(17位)	-	-

【提案・要望実現の効果】

全国に比べて早く高齢化が進んでいる本県においては、介護サービス受給者の増大に伴い、介護保険にかかる費用が大きくなっているが、費用負担の抜本的な見直しにより、第1号被保険者である高齢者個人が負担する保険料や、県や市町の財政負担を軽減することで、介護保険財政の安定的な継続が期待できる。

54 重度障害者医療費助成制度の創設について

【厚生労働省】

【提案・要望】

生活の安心を下支えする制度として、全国の地方自治体で同様の事業が実施されている重度障害者医療費助成制度について、国において制度を創設すること。

【本県の現状・課題等】

重度障害者の経済的・精神的負担の軽減を図るため、本県のみならず全国の地方自治体で独自に実施されている制度であるが、財政力などに差があることから、助成内容や自己負担などサービス水準に格差が生じている状況である。

本来、平等に同じ条件で受けられるべき医療において、地域間格差が生じていることは望ましくなく、国における統一的な制度として実施されるべきである。

（本県の取組）

市町が行う重度障害者医療費助成制度に対し、県が1/2の補助を行っているが、対象者の拡大や現物給付導入など団体からのさらなる要望がある中、限られた財源の中で安定して持続可能な制度運営を行うため、県と市町による協議会を設置し、検討を行っている。

【全国の実施状況】

- ・ 対象者
 - 身体障害者 重度：47都道府県
 - 中度：21都道府県
 - 知的障害者 重度：47都道府県
 - 中度：9県
 - 精神障害者 重度：28道県
 - 中度：9都県
 - ・ 自己負担
 - 有：28都道府県
 - 無：19府県
 - ・ 支払方法
 - 現物給付：23都道府県
 - 償還払い：16県
 - 併用：8県
- 事業主体の市町村に対し、事業費の概ね1/2を道府県が補助
（東京都は都が直接実施）

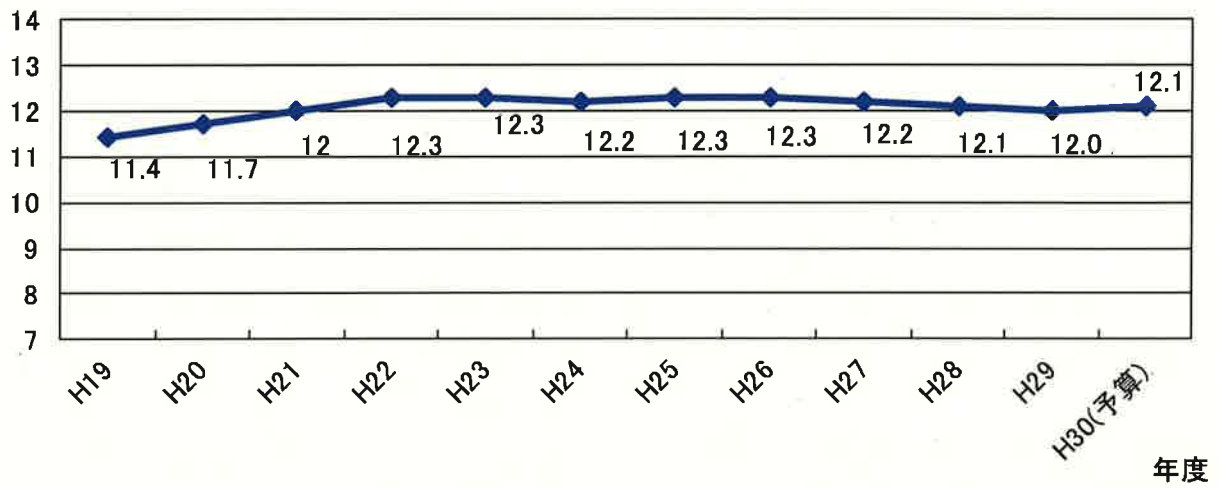
【長崎県の制度】

- ・ 対象者
 - 身体障害者 身体障害者手帳
1～3級所持者
 - 知的障害者 療育手帳
A1、A2、B1所持者
 - 精神障害者 精神障害者保健福祉手帳
1級所持者
- ・ 自己負担
 - 同一医療機関ごとに
1日 800円
(月上限1,600円)
- ・ 支払方法
 - 償還払い

※H30.3.31現在
受給者 40,739人

億円

長崎県における助成額の推移



【提案・要望実現の効果】

重度障害者がどこに住んでいても同じ条件で安心して必要な医療が受けられることで、社会参加や就労、生活の質の向上が図られ、国が掲げる「障害のある人も地域で安心して暮らせる社会の実現」に繋がる。

55 更なる少子化対策の充実について

【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

【提案・要望】

1. 地域少子化対策重点推進交付金については、地方が地域の実情に応じた少子化対策を継続・強化して実施できるよう、交付金の交付期間を複数年とし、対象事業に子育て期全般に関する取組を追加すること
2. 子ども・子育て支援制度の円滑な実施を図るため、以下の事項に配慮すること
 - (1) 地方負担を含め、必要となる財源の確実な確保を行い、保育所・幼稚園・認定こども園等における職員の配置基準の更なる改善を図り、保育現場の実態に即したものと見直すこと
 - (2) 放課後児童健全育成事業補助金における補助率の見直しと、放課後児童クラブ利用の母子世帯等に対する助成を行うこと
3. 社会生活を円滑に営む上で困難を有するニートやひきこもりなどの子ども・若者の育成支援に対して必要な財政措置を講じること
4. 国において新たな子どもの医療費助成制度を創設すること。また、未就学児に対する医療費助成を現物給付する場合の国民健康保険における国庫支出金の減額措置の見直しの対象年齢の範囲を拡大すること
5. 不妊に悩む方への特定治療支援事業における助成額の引き上げや不妊治療への保険診療適用など一層の負担軽減策を講じること

【本県の現状・課題等】

<地域少子化対策重点推進交付金について>

地域少子化対策重点推進交付金は平成25年度経済対策補正で地域少子化対策強化交付金として創設されて以来、同一事業の支援対象期間は基本的に1年に限定されていることから、市町においては、2年目以降の財源を確保する目処が立たず、本交付金の活用に躊躇している現状がある。

加えて、支援対象が結婚支援の取組と結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組に限られていることから、育児環境の充実など、その他の合計特殊出生率の上昇に寄与し得る施策の推進を後押しできていない。

<保育所等の職員配置について>

保育士等の人件費については、国家公務員給与に準じて算定されているが、保育士等の配置基準が実際の配置数よりも少ない人数に設定されているため、保育士等一人当たりの支給額が低く抑えられており、保育士等の給与の改善が進まない一因となっている。

<放課後児童クラブについて>

共働き世帯等のニーズにより放課後児童クラブ数が増えたことに伴い、地方の財政負担も年々増大する傾向にあり、財源確保が緊急の課題となっている。

また、本県においては、昭和57年から世帯収入の低い母子世帯等に対し、県単独で利用料の助成を行っており、保育所と同様、このような世帯に対する負担軽減のための補助が必要である。

<子ども・若者の育成支援について>

地方公共団体が設置する子ども・若者総合相談センターについては、平成26年度から国の支援が途切れており、困難を有する子ども・若者の支援に地域差が生じている。

本県では平成23年に子ども・若者総合相談センターを設置し、財源については、住民生活に光をそそぐ交付金（H23～24）及び特別交付税措置（H25）を活用してきたが、平成26年度に特別交付税措置が無くなり、現在一般財源で対応している。

<子どもの医療費助成制度について>

県では市町が行う子どもの医療費助成制度に対して、小学校就学前までの乳幼児の医療費（窓口負担）について補助を行っている。

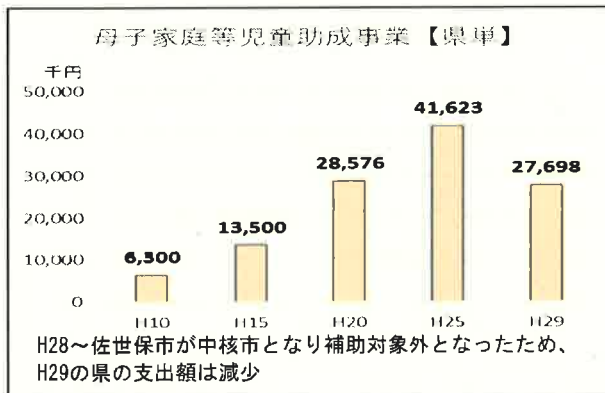
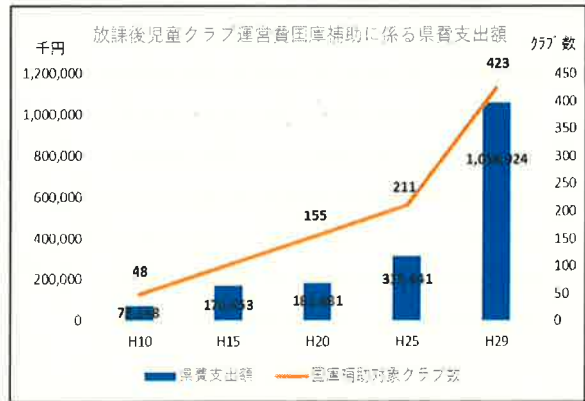
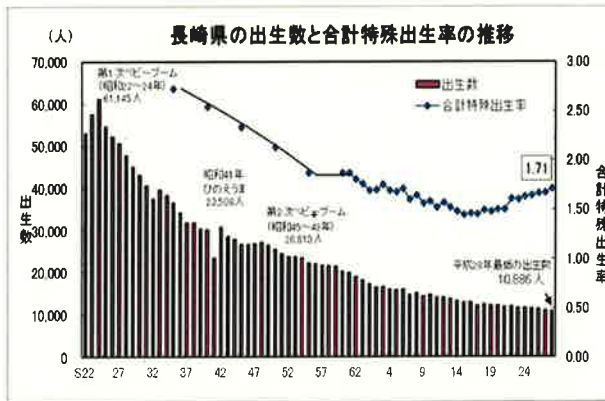
子どもの医療費への助成については、全国ほとんどの市町村で行われているが、自治体間での拡大競争が進み、財政力等によりその内容に格差が生じており、県内の市町においても同様の状況がある。

<現物給付導入による国庫支出金の減額措置の廃止について>

子どもの医療費助成事業を現物給付により実施した場合の国民健康保険に対する国庫支出金の減額措置について、国は平成30年度より未就学児までの医療費助成については減額措置を行わないとした。しかしながら、未就学児以外の減額措置については、引き続き行われることから、この措置は、国が推進する少子化対策等福祉施策への地方の努力と相反するものであり、現物給付を行う市町にとって大きな財政負担となっている。

<不妊に悩む方への特定治療支援事業について>

特定不妊治療の助成額は、初回の治療に限り30万円に拡充されたが、治療回数については全国的に多くの方が複数回受けている状況がある。本県においても約7割の方が複数回の治療を受けており、1回の治療にかかる費用は高額なため、経済的負担が大きい。



現行の福祉医療制度及び子どもの医療費等助成制度

○福祉医療制度における医療費の一部負担（就学前：2割、就学後：3割）

○子どもの医療費等助成制度については、各自治体において実施

〈全国の市町村の状況〉（H28.4.1現在、1,741団体）

対象年齢

- ・通院 就学前 202団体 小学生まで 152団体 中学生まで 1,005団体 高校生以上 382団体
- ・入院 就学前 33団体 小学生まで 136団体 中学生まで 1,169団体 高校生以上 403団体

所得制限

- ・なし 1,432団体 ・あり 309団体
- 一部負担金
- ・なし 1,054団体 ・あり 687団体

〈県内市町の状況〉（H30.4.1現在、21団体）

対象年齢

- ・入院 小学生まで 1団体 中学生まで 19団体 高校生以上 1団体
- ・通院 小学生まで 3団体 中学生まで 17団体 高校生以上 1団体

所得制限

- ・なし 21団体
- 一部負担金
- ・なし 1団体 ・あり（1日800円、上限1,600円）20団体（うち2団体は3歳未満なし）

特定不妊治療助成事業

助成内容 限度額 初回 30万円 2～6回 15万円 男性不妊治療 15万円

実施主体 県、中核市 補助率 国 1/2 県、中核市 1/2

※所得制限（合計所得730万円）、年齢制限（妻の年齢43歳未満）あり

H29助成状況（中核市を除く） 実人員 378人 延べ 600件 95,518千円

※実人員378人中279人が複数回（2回目以降）の治療（助成）受診者

【提案・要望実現の効果】

(項目1)

少子化の克服には長期的な取組が必要であることから、結婚から子育ての各段階に応じた施策を網羅的・持続的に実施することで効果が得られ県民の希望出生率2.08の達成に近づくことができる。

(項目2(1)、(2))

子ども・子育て支援制度における子育て支援の量の拡充と質の改善のために必要とされている財源を確実に確保することで、質の高い幼児期の教育・保育の提供を行うことができる。

また、保育士等の配置基準を保育現場の実態に即したものと見直すことにより、保育士等の処遇改善や負担感の軽減が図られ、保育士等の安定的な確保につながる。

さらに、放課後児童クラブの質、量の充実により、保護者が安心して就労ができるとともに、国が推進している女性が働き続けられる社会づくりにつながる。

(項目3)

一人ひとりの子ども・若者が健やかに成長し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになる。

(項目4)

子どもの医療費助成制度が創設されることで、全国どこに住んでいても同じ条件で、安心して必要な医療が受けられることになる。

(項目5)

治療を受ける夫婦の経済的負担が軽減され、治療が受けやすい環境となることにより治療者数の増加が期待され、ひいては少子化対策に寄与することになる。

56 再生可能エネルギーの導入促進について

【経済産業省、環境省】

【提案・要望】

- 1 再生可能エネルギーの導入を促進し地域経済の活性化を図るため、次の施策を講じること
 - (1) 発電、熱利用、蓄電池や水素を活用したエネルギーマネジメントシステム等の技術開発と設備導入を支援すること
 - (2) 再生可能エネルギーの系統接続量を拡大するため、送電網の整備、強化を図ること
- 2 本土地区に比べ発電コストが高い独立電源の離島において、引き続き安心して電気を使えるよう、他の地域と遜色ない料金での安定供給を保障する措置を確実に講じること

【本県の現状・課題等】

- 1 本県は、再生可能エネルギーのポテンシャルを有するが、送電網の空き容量不足により新たな系統接続が制限されるなど導入が進みにくい状況となっている。
 - (1) 太陽光発電や風力発電などの不安定な発電出力をマネジメントするなど、系統安定のためのシステムを地域ごとに導入することが必要である。
 - (2) 本土と系統接続している離島などにおいて、送電網の容量の関係で再生可能エネルギー導入に制約が生じている地域がある。また、独立電源の離島においては、島内の需要をもとに再生可能エネルギーの接続可能量が決まるため、導入が抑制される。
- 2 電力のユニバーサルサービスは離島供給約款で担保されているが、本土地区の競争により電気料金低廉化が進んだ場合、離島と本土の格差が生じることが懸念される。

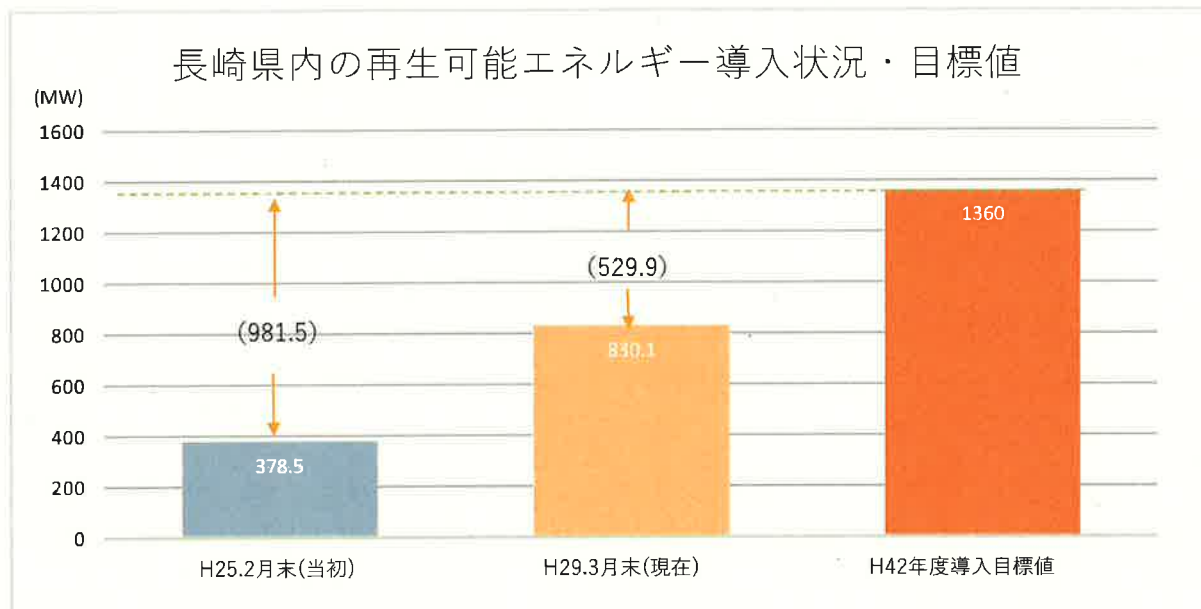
(本県の取組)

再生可能エネルギー導入促進のため、環境・エネルギー産業に参入する県内企業への支援や、県内市町でのプロジェクト創出のための産学官の連携推進に取り組んでいる。

【長崎県内の再生可能エネルギー導入状況】

【平成29年3月末時点】 単位：MW

合計	太陽光			風力 (陸上)	水力 (中小)	地熱	バイオ マス	海洋エネルギー			
	非住宅	メガ ソーラー	住宅					洋上 風力	潮流		
830	708	319	234	155	109	1	0.1	10	2	2	0



【提案・要望実現の効果】

- 再生可能エネルギーの導入促進により、地域においてエネルギーの生産やその活用が行われることで、エネルギーコストの低減など、地域経済に好影響をもたらすことが期待される。
- 独立電源の離島における電力のユニバーサルサービスが確保される。

57 雇用・人材対策について

【厚生労働省】

【提案・要望】

【雇用対策について】

- 1 若年者や中高年者の求職者に対する就職促進施策の推進を図ること
特に、新卒者の県内就職促進を図るため、長崎に設置されている新卒応援ハローワークを他の地域にも設置するとともに、就職後の定着支援のための体制の充実を図ること
また、地域若者サポートステーション事業の充実を図ること
- 2 地方においては、地域経済を支える人材の確保が必要であることから、大都市圏から地方への人材還流を促すため、Uターン希望者に対する就職支援策を強化すること
特に、東京都、大阪府のハローワークに設置している地方就職支援コーナーの、愛知県等への増設を図ること
- 3 女性の継続就業推進のため労働局に指導員を増員し仕事と家庭の両立支援を拡充するとともに、子育て等を理由に離職した女性の再就職支援を充実するためハローワークのマザーズコーナーを未設置地域にも増設すること
- 4 高齢者が安定して再就職支援を受けることができるよう、長崎、佐世保に設置されている生涯現役支援窓口を他の地域にも設置するとともに、高齢者の就業機会の確保のため、シルバー人材センター事業について、補助金の確保・拡充を図ること
- 5 障害者等の就職促進のため、障害者就業・生活支援センターに障害者求人開拓員等を配置し障害者等の就職及び定着に対する支援体制の充実を図るとともに、障害者等を雇用する事業主への指導、支援を拡充すること
- 6 我が国への就職を希望する留学生を支援するため学卒ジョブサポーターを充実させるとともに、受入企業への採用支援策を講じること
- 7 中小企業における雇用環境の改善や非正規雇用労働者の処遇改善などの「働き方改革」の取組を支援すること

【人材育成対策について】

- 1 国が設置し、地元移管された情報処理技能者養成施設「いさはやコンピュータ・カレッジ」の施設機能を維持し、IT人材養成の場の確保と訓練の充実を図るため、引き続きコンピュータリースについて、全額国による支援を行うこと

【本県の現状・課題等】

(雇用対策)

若い世代を中心とした人口流出が本県の人口減少の大きな要因となっており、若者の県内定着及び大都市圏からの人材還流を推進する必要がある。

少子高齢化や社会減の影響等により人材不足が進行し、女性、若者、高齢者等多様な働き手の活躍が必要となっているが、若年無業者の割合は全国平均より高く、高齢者の就業率は全国を下回っている。

また、障害者雇用率は全国平均より高いが、法定雇用率未達成企業が約4割存在する。平成30年度から法定雇用率が引き上げられ、未達成企業の増加が懸念される。

(人材育成対策)

IT人材の人手不足の声がある中、情報処理技術者養成施設は県内に2箇所のみであり、地元諫早市からも継続的な支援の要望が出されている。

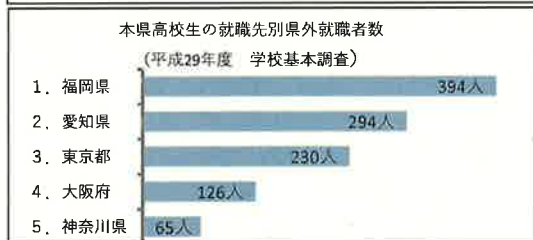
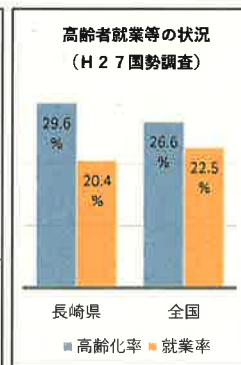
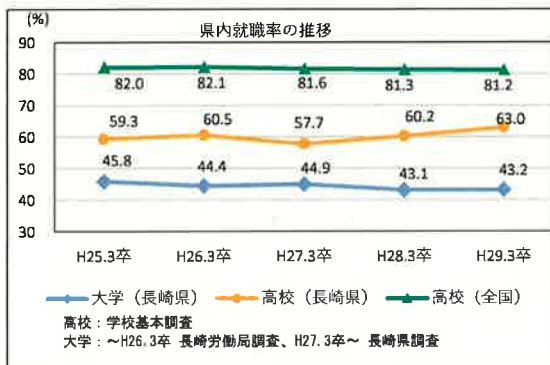
また、学生寮を完備し、離島・半島など訓練施設のない地域の若者に受講機会を提供する重要な役割を担っている。

(本県の取組)

総合就業支援センター等において、若年、中高年、女性、高齢者等さまざまなニーズに合わせてカウンセリングや就職支援・定着支援セミナーを実施。

地域若者サポートステーションの業務を補完するため「臨床心理士相談業務」「若年無業者就職・自立促進事業」を委託。

従業員が働きやすい職場作りを実践する企業の認証、職場環境を改善する職員の養成研修等の「誰もが働きやすい職場づくり支援事業」を実施。



若年無業者の状況

	15～34歳 (千人)	うち若年無業者 (千人)	割合
全国	27,114.2	617.3	2.3%
長崎	260.9	7.9	3.0%

※平成24年 就業構造基本調査 第43表 無業者
「その他」のうち「非求職者」+「非就業希望者」

【提案・要望実現の効果】

(雇用対策)

若者の県内就職、定着、地方への人材還流が図られ、本県の人口減少に歯止めがかかることが期待される。

若者、女性、高齢者、障害者、外国人材等の多様な働き手の活躍により、地域や産業の活性化が期待できる。

(人材育成対策)

いさはやコンピュータ・カレッジでの情報処理技術者の継続的な育成により、本県におけるIT人材の確保と若者の県内就職促進が図られる。

58 ベトナム原料の確保について

【経済産業省】

【提案・要望】

- 1 タイマイの国際取引再開に向け、ワシントン条約に関する情報収集や関係国際機関等への働きかけなどの取組を行うこと
- 2 養殖タイマイの安定的確保に関する調査研究など、ベトナム業界が実施する養殖事業が円滑に進むよう、必要な予算額の確保に努めること

【本県の現状・課題等】

ベトナムは、約300年の歴史を持つ、長崎県を代表する伝統的工芸品であるが、ワシントン条約により、平成4年12月末の原料輸入禁止措置以来、在庫の原料だけで生産活動を行ってきたが、年々厳しい状況が続いており、事業者数、生産額ともに激減している。

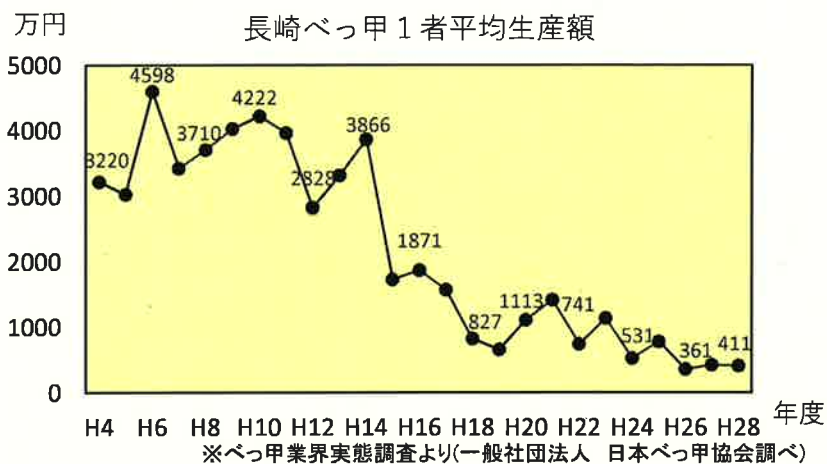
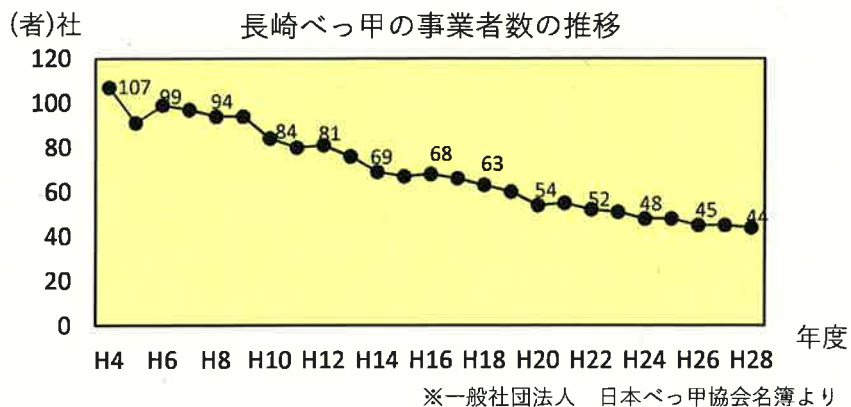
業界においては、国からの支援のもと、平成3年度から平成28年度まではベトナム産等救済対策事業として、タイマイ増養殖研究を実施し、平成29年度からは伝統的工芸品産業支援補助金により、養殖によるタイマイの安定的な確保等に関する調査研究を実施している。

また、タイマイ養殖の実用化に向けた新しい事業体を設立し、養殖事業を開始しているところである。

今後も、ベトナム産が存続していくためには、原料の確保は必須の課題であり、天然タイマイの生息地であるキューバ、インドネシアに関する情報収集を行うとともに、タイマイの国際取引再開に向けての働きかけが必要である。また、ベトナム産が養殖事業を円滑に実施できるよう、事業の根幹に関わる養殖によるタイマイの安定的確保に関する調査研究に必要な予算額の確保が必要である。

(本県の取組)

ベトナム産の振興を目的として、平成3年度からタイマイの養殖研究や県内外でのPRなど各種支援を行っている。



【提案・要望実現の効果】

タイマイの輸入再開やタイマイ養殖事業が円滑に実施されれば、原料の枯渇を避けることや、低廉な価格での取得・取引が可能となり、産業の存続が可能となる。

べっ甲製品は日本以外ではほとんど作られていない世界的にも貴重な工芸品である。べっ甲に係るワシントン条約のダウンリストが実現されるとべっ甲製品の輸出も可能になり、日本の伝統的工芸品の振興につながる。

59 漁業者の所得向上と新規就業者の育成・確保について

【農林水産省】

【提案・要望】

漁業者の所得向上と経営の安定並びに漁業就業者の確保・育成を進め、浜の活力再生を実現するため、浜プランの着実な実施とともに、新規漁業就業への支援制度及び漁業共済制度の充実を図ること

- (1) 浜プランに基づく取組を着実に推進するため、優先採択事業の継続や拡大など、漁業者の所得向上に向けた取組への支援の継続強化を図ること
- (2) 新規漁業就業者に対して、新規農業就業者と同様に、最長5年間の就業直後の経営確立を支援する資金（150万円／年）を創設すること
- (3) 漁業共済について、養殖トラフグ1年魚養殖共済の早期の制度化及び養殖クロマグロ1年魚を共済対象とするための調査及び制度設計を行うこと
- (4) 漁業者が安全で安心して漁業ができるよう、漁業の許可及び免許の対象者から暴力団を排除するために漁業関係法令を改正すること

【本県の現状・課題等】

- (1) 平成25年度に行った調査では、本県が優良経営体と考える漁業所得300万円以上の経営体の割合は全体の8%と低く、離島半島地域の雇用と社会維持にとって重要な漁業の担い手の所得向上が急務である。このような中、漁業者自身が考え地域の実態に即して所得向上に取組んできた浜プランは一定の成果が見られているため、今後もさらに所得向上を進め、担い手確保や持続可能な漁業を推進するには、新規漁業就業者への支援や水産業の競争力強化への支援の継続・拡充が必要。
- (2) 本県の漁業就業者は、平成25年段階で14,310人で、平成15年からの10年で約3割減少し、65歳以上の階層が34%を占めるなど、漁業就業者の減少と高齢化が進んでいる。また、毎年約160名前後が新規就業するが、就業直後は経験不足から収入が安定せず、就業3年後に約2割、5年後には約3割が離職している。
- (3) 本県が主要養殖産地のトラフグとクロマグロでは、養殖技術の向上により生残率の向上・安定化が図られてきているものの、1年魚が共済の対象となっていないため、赤潮等による大量斃死が養殖経営にとって大きな課題となっている。
- (4) 本県では、暴力団排除条例に基づき、水産卸売業者等に対して暴力団関係者からの販売を受託しないよう指導している。なお、佐賀県内で逮捕された漁業者が暴力団員で漁業の許可を有していたが、現行の漁業法に暴力団排除規定がなく、許可の取消処分ができなかった。

(本県の取組)

所得向上では、平成27年度から個々の漁業者への経営指導と経営改善の取組を支援する県単独事業を開始し、平成30年度からは浜プランの所得データを活用した所得向上対策と地域維持対策を推進しており、これまでに取組んだ経営改善の優良事例を普及させることで所得向上と優良経営体育成の加速化を図っているところ。

就業者確保対策では、新規就業に必要な技術習得研修に加え、就業後には漁海況の変化に対応するためのフォロー研修や漁業種類転換・多角化等を図るための研修を支援している。

共済加入では、県漁業共済組合と連携し、地区別説明会の開催や各漁協への個別訪問を行い、共済制度及び漁業収入安定対策事業の普及を図っている。

漁業所得(階層別、専業・兼業別)

(単位:%)

所得額(万円)	~100(専)	~100(兼)	100~300(専)	100~300(兼)	300~500(専)	300~500(兼)	500~(専)	500~(兼)
経営体割合	34.9	33.3	15.9	7.9	3.5	1.2	2.7	0.6

※県調べ

○新規漁業就業者の推移

年度	新規就業者数 (人)
H24	152
H25	170
H26	136
H27	163
H28	175
平均	159.2

○新規集漁業就業者の5年後までの定着状況

※長崎県調査

各年度新規就業者数	定着者数の推移 (上段: 定着者数、下段: 定着率)				
	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後
H21	147 100%	125 85%	122 83%	119 81%	113 77%
H22	146 100%	132 90%	132 90%	106 73%	102 70%
H23	152 100%	138 91%	135 89%	130 86%	124 82%
H24	152 100%	132 87%	125 82%	120 79%	116 76%
H25	170 100%	152 89%	148 87%	141 83%	
H26	136 100%	121 89%	113 83%		
平均	151人	89%	86%	82%	76%

【提案・要望実現の効果】

(項目1)

平成30年度までの第1期浜プランの継続と更なる支援の充実に、本県独自の所得向上策を組み合わせることで相乗効果により、漁業者の所得向上、漁村社会の維持が期待される。

(項目2)

新規漁業就業者について、経営的に不安定な独立直後の生活の安定が図られ、漁業への定着が推進されるとともに、新規就業を目指す若者が増加することが期待される。

(項目3)

養殖生産のベースとなる養殖1年魚について、赤潮発生時等の補償が行われることにより、養殖経営の安定が期待できる。

(項目4)

漁業秩序が保たれ、健全な漁業活動の発展に寄与できることから、安心して就業できる環境が期待される。

60 持続可能な漁業の確立について

【農林水産省、国土交通省】

【提案・要望】

漁業が将来にわたり持続的に操業できるよう次の措置を講ずること

- (1) 中国及び韓国との間で排他的経済水域の境界線の確定を行なうこと。その実現までの間、日中・日韓暫定措置水域等における資源管理措置の早急な確立を図ること
- (2) 我が国排他的経済水域における中国及び韓国漁船の操業条件を見直すとともに、取締監視体制を一層充実させること
- (3) 災害、海難事故発生等の緊急時の通信手段として有効な漁業無線海岸局の維持と円滑な運営のため、新たな支援制度を創設すること
- (4) FRP船の廃船処理（リサイクル）に係る処理費用の預託・積立制度の構築等法的な整備を行うこと
- (5) 設備投資等を対象とした漁業経営改善支援資金について、償還期間の延長及び貸付限度額の拡充を図ること

【本県の現状・課題等】

我が国の大中型まき網漁業や以西底びき網漁業等の操業区域である東シナ海等では、資源管理措置が確立されていない。

また、我が国排他的経済水域での中国等外国漁船操業により、本県漁業者は自らの操業が大きく制約され、厳しい漁業経営を強いられており、加えて無許可操業等の違反行為が後を絶たない状況に強い不満を有している。

漁業無線海岸局については、漁船との間で一斉通報が可能であり、予期しない災害や海難事故、北朝鮮によるミサイル発射など緊急時の通信手段として最も有効であるが、加入漁船隻数の減少により経営状況が厳しさを増し、必要な機器更新の遅れや運営が不安定な状況にある。

本県のFRP漁船の約9割が船齢20年以上と老朽化しており、今後、大量の廃船処理が想定される。廃船処理の多くは産業廃棄物として埋立処理されているが、産業廃棄物処理場の容量に限界があり、リサイクル処理の推進が必要がある。廃船処理は処理費用が高額で手間も要するため、漁港等の放置FRP船も問題化している。

漁船の更新には多額の経費が必要であり、融資額が大きく、低利で、保証料の必要がない本資金に対する漁業者の期待は大きい。漁業近代化資金では漁船の実耐用年数を考慮し、平成27年4月から漁船の償還期間が15年から20年に延長された。このため、本資金の償還期間（15年以内）についても、漁船の実耐用年数（20年）に合わせた償還期間の延長が必要である。また、現在の貸付限度額（まき網漁船1隻あたり8億5千万円）では、必要な事業費が不足する場合があるので、貸付限度額の拡充（まき網漁船1隻あたり13億円）が必要である。

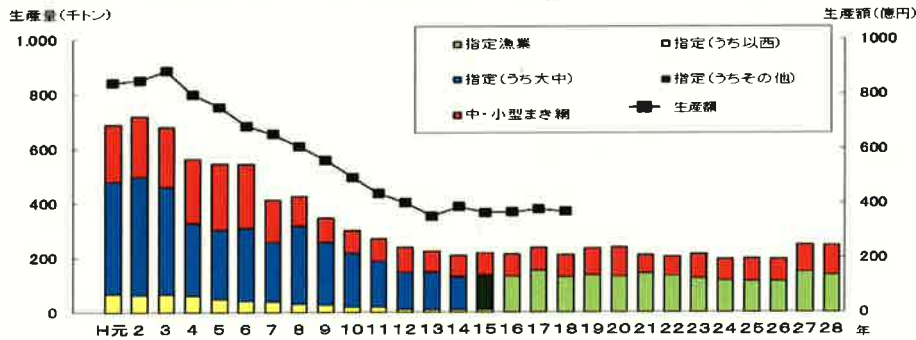
（本県の取組）

中国及び韓国漁船の操業条件に係る本県漁業者の要望を国へ提出。

漁業取締船により外国漁船の状況把握に努め、国の取締機関に通報。

FRP船リサイクルの推進のため、地域単位で複数隻を一括して処理し、減容・搬送し、経費を圧縮する方法を用いた体制づくりに取り組んでいる。

長崎県における指定漁業及び中・小型まき網漁業の生産量・額の推移

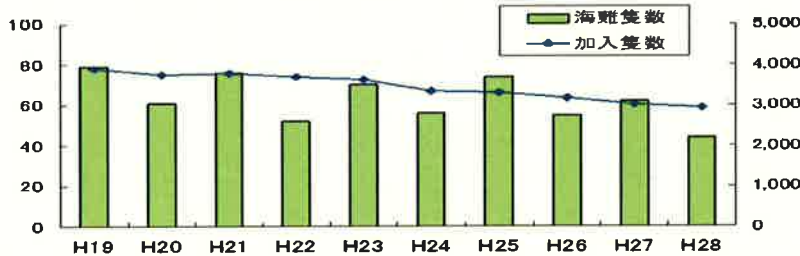


注)統計調査項目の変更等により、16年から以西底曳網漁業の区分がなされなくなった。平成19年より、漁業種類別生産額は公表されなくなった。

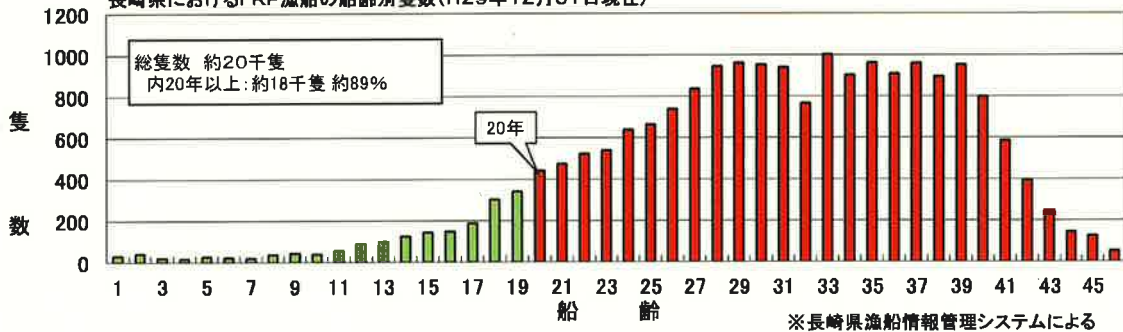
協定発効後の本県周辺海域の外国漁船の拿捕状況(七管及び九調)

年	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
韓国	19	24	21	22	21	15	7	7	8	17	10	11	8	6	9	9	6	5	1
中国		5	8	10	5	1	1	1	2	1	1	1	2	1	6	4	4	2	4
計	19	29	29	32	26	16	8	8	10	18	11	12	10	7	15	13	10	7	5

長崎県における漁船海難隻数と海岸局加入隻数



長崎県におけるFRP漁船の船齢別隻数(H29年12月31日現在)



【提案・要望実現の効果】

(項目1) (項目2) (項目3)

東シナ海等における境界線の確定や資源管理措置の確立、我が国排他的経済水域における外国漁船の操業条件の強化や違反操業の撲滅により、漁業資源の回復が期待され、本県漁業者の操業の安定が図られるとともに、漁業無線海岸局による緊急時連絡体制の維持により、操業時の安全が確保されることから、本県漁業の持続的な操業が可能となる。

(項目4)

FRP船リサイクルによる廃船処理が進み、漁業における循環型社会が推進される。

(項目5)

償還期間の延長及び貸付限度額の拡充により、漁業経営改善支援資金を活用した設備投資等が促進され、漁業経営の改善に資する。

61 異常な自然災害による被災漁業者への支援対策について

【農林水産省】

【提案・要望】

異常な自然災害により被害を受けた漁業者に対し、農業と同等の支援対策として、漁業活動を再開するために必要な個人の生産施設（定置網等）の復旧等を支援する新たな補助制度を創設すること

【本県の現状・課題等】

平成29年10月に発生した台風21号は、本県から大きく逸れた進路を辿ったが、広い暴風域を伴っていたため、長時間に亘り暴風雨に見舞われるとともに、接近の数日前から海上は時化となり、船が出せないために十分な備えができず、離島地区の個人経営等の定置網漁具を中心に甚大な被害が発生し、被害金額は522百万円に及んだ。

こうした異常な自然災害に対しては、国の災害復旧事業が適用されるが、事業対象となる施設及びその所有者は限定されており、個人・漁民団が所有する施設等の多くは対象外となっている。

一方、農業においては、異常な自然災害が発生した場合、国は災害復旧事業に加えて経営体育成支援事業において運用面を緩和し、被災した農業者個人の生産施設・機械の復旧等の経費に対する支援が行われている。

今後も、今回のような地域の水産業に大きな影響を及ぼす自然災害の発生が想定されるため、被災した漁業者の生産活動の再開に必要な生産施設の取得又は修繕するために必要な資材の購入等の経費を支援する新たな補助制度の創設が必要である。

（本県の取組）

被災した漁業者の経営再建に向けて、経営や金融の専門家を現地に派遣して個別相談会を実施するとともに、被災した漁業者の意向を踏まえて県制度資金の運用見直しを実施（貸付対象に中古網を追加、早期着手の適用）した。

図1. 台風21号の進路

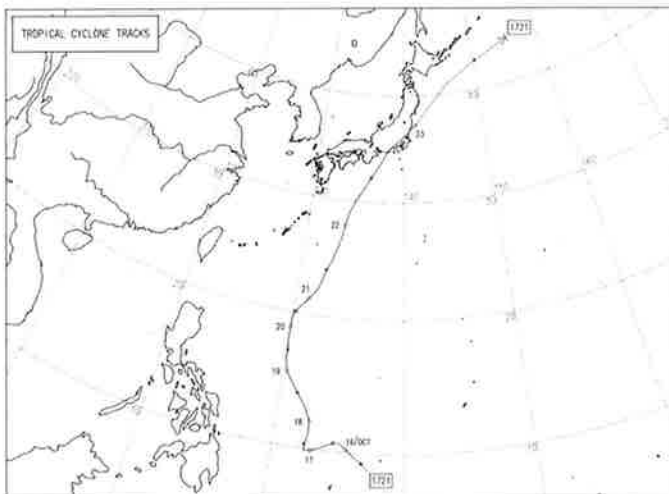


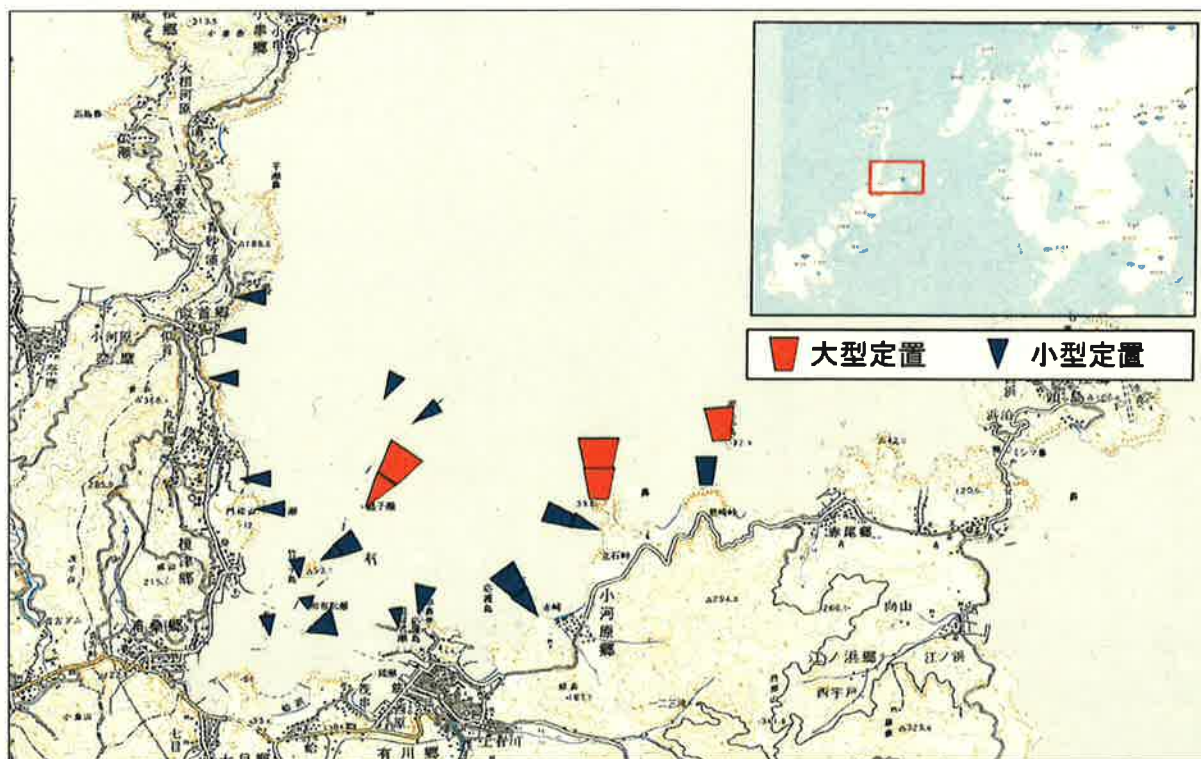
表1. 台風21号による水産関係被害

(百万円)

区分	被害数	被害金額
定置網漁具	41統	468
養殖カマガロ	538尾	49
漁船・浮標灯	4隻・1基	1
漁港施設	7施設	4
計		522

出典：気象庁

図2. 新上五島町有川湾における定置網被災箇所



台風21号による波浪



破断した定置網漁具

【提案・要望実現の効果】

異常な自然災害による被害を受けた漁業者への支援措置が講じられることにより、速やかな操業再開と経営再建に当たっての負担軽減が図られるとともに、早期の生産回復により地域経済への影響が軽減される。

62 農業の収益性向上に向けた生産対策の充実・強化について

【総務省、農林水産省】

【提案・要望】（その1）

農業の収益性向上に向けた生産対策として、以下の支援を行うこと

- 1 産地計画を基盤とした園芸産地の体質強化を図るため、スマート農業など革新的な技術の開発や導入促進を図るために必要な予算を確保すること
- 2 米政策の見直しと水田フル活用に向けた取組の推進を図ること
 - (1) 米政策の見直しに当っては、全国再生推進機構が調整機能を十分に発揮できるよう国が機構に積極的に関与すること
 - (2) 水田フル活用に向けて、麦・大豆等の戦略作物助成と地域振興作物の拡大を支援する産地交付金については、必要な予算を確保すること
 - (3) 水田に高収益作物の導入を進め、計画的な産地支援と新産地育成が図れるよう、園芸作物生産転換促進事業の予算を確保すること

【本県の現状・課題等】

本県の園芸部門の平成28年産出額は927億円で10年前と比較すると24%増加しているが、産地計画では、平成26年と比較すると栽培戸数は821戸の減少（約7%減）、栽培面積は160haの減少（約2%）と産地規模が縮小している。

1 革新的技術の導入促進

所得向上による経営の体質強化を図り産地を維持・拡大していくためには、単位当たり収量の向上や経営規模拡大のための取組が必要であるため、本県では、国庫事業を活用し、いちご等複数品目において、環境制御技術の導入を目指した実証施設を設置している。また、平成30年度の重点施策として、イノベーション技術の導入推進のため、革新技術の開発及び実証を行うこととしており、開発等を進めるための予算の確保が必要である。

2 米政策の見直しと水田フル活用に向けた園芸作物生産転換

平成30年度以降の生産目標数量廃止に際して、民間主体の全国組織「全国農業再生推進機構」が発足したが、主食用米の実需者と産地のマッチングを主体としており、生産と需要のバランスを調整するためには、国からの助言や情報提供等、積極的な関与が必要である。なお、本県では、平成30年度以降も、県農業再生協議会から地域農業再生協議会に「生産面積の目安」を提示し、米の需要に応じた生産を継続していく。

また、本県においては、「チャレンジ園芸1000億」の目標を掲げて、農地の集積やゾーニングによる水田フル活用に取り組み、園芸作物生産転換事業を活用して高収益な園芸作物等への転換を進めていくこととしており、事業を進めるための予算の確保が必要である。

<イノベーション技術の導入等による水田農業の目指すべき姿>



小さな圃場が散在し、担い手への集積が進まない。

作業の集約や機械化が進まず、収益性が低い。

産地交付金や戦略作物助成等の予算確保と水田汎用化への支援拡充

単収の向上と省力化による規模拡大
戦略作物、高収益作物による単収増加

農業の収益性向上

ドローンによる防除技術の確立



【目指すべき姿】



露地野菜での
フィールドサーバーによる
気象データ収集と活用



圃場を集約、ゾーニングし、担い手が利用しやすい圃場条件を整備。

気象データ収集機器や環境制御技術を導入し、雇用型経営体や集落営農法人等を育成



施設園芸での炭酸ガス発生装置による環境制御

【提案・要望実現の効果】

(革新的技術の導入促進)

環境制御技術やドローン等のイノベーション技術の導入による単収の向上や省力化により経営規模が拡大し、農業の収益性向上につながる。

(米政策の見直しと水田フル活用に向けた園芸作物生産転換)

「全国農業再生推進機構」へ国が積極的に関与することで、全国的な調整機能が十分発揮され、米価の価格安定につながり、需要に応じた米の生産体制が確保される。また、戦略作物の面積拡大や高収益作物の導入促進により、農業所得向上による経営安定が図られる。

【提案・要望】（その2）

農業の収益性向上に向けた生産対策として、以下の支援を行うこと

- 3 米・麦・大豆種子の安定供給に向けて、県では従来どおり種子を安定供給できる体制を維持しているため、引き続き地方交付税措置を堅持すること
- 4 本県の農業競争力強化を図るためには、施設建設費や生産資材のコスト縮減に向けた技術開発や輸送コスト縮減対策が必要であり、そのために必要な施策を強化すること
- 5 果樹産地の体質強化を図るため、樹園地の改植や園内道整備に対する予算の拡充を図ること
- 6 海外からの高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等の家畜の伝染性疾病の侵入防止を徹底するため、引き続き侵入経路等の分析と原因究明を行うとともに、水際防疫のさらなる強化を図ること

【本県の現状・課題等】

- 3 米・麦・大豆種子安定供給に向けて
主要農作物種子法の廃止に伴い、主要農作物の安定生産に支障を来たすことが無いよう、本県では「長崎県主要農作物種子制度基本要綱」を策定し、従来どおり種子を安定供給できる体制を維持しているが、体制維持のため引き続き地方交付税措置が必要である。
- 4 コスト縮減
資材価格の上昇や労力不足による施設建設費の高止まり及び燃油価格の上昇や、トラック運転手の不足により流通経費が増加している。
このような中、県、農業団体でコスト縮減対策会議を設置し、生産技術、施設・生産資材、流通に関する縮減方策を検討し、現地に普及を図っているが、施設建設費や生産資材などのコスト縮減技術の開発や輸送コストの縮減に向けた国の取組強化が必要である。
- 5 果樹産地体質強化
本県は、急傾斜地が多いため機械化が遅れ、樹園地は分散所有されており、また、担い手への樹園地の集積も進んでいない。このため、圃場整備や改植による生産基盤を整備し、樹園地を担い手に集積することで、農家所得の向上を図る必要がある。
- 6 家畜の伝染性疾病の侵入防止
海外からの家畜の伝染性疾病の病原体の持込を阻止するための動物検疫制度が適用される指定検疫物の輸入が可能な港や空港が、県内には長崎空港、長崎港、厳原港及び比田勝港の4か所ある。近年、外国からのクルーズ船の入港が急増しており、指定港でない港への寄航もあることから、これらの旅客に対する畜産物の持ち込み禁止の注意喚起が必要である。

●長崎県におけるコスト縮減（所得最大化）に向けた検討事項

部 門	項 目
生産技術	<ul style="list-style-type: none"> ・収量、品質向上（環境制御技術等） ・省エネルギー対策技術（EOD技術等） ・労力軽減対策（省力化機械導入、ICT活用、放牧等） ・施肥、防除費の低減（側条施肥、黄色灯利用等）
施設・生産資材	<ul style="list-style-type: none"> ・ハウス、牛舎の設置コストの低減（品目別の内部装備・規格検討）
流通面	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送方法の検討（モーダルシフト、ワンウェイパレット利用等） ・集出荷体制の検討等

●農業用温室に関する価格推移



●農業経営のうち施設費の割合

	農業経営費(千円)	
	施設費	割合
施設野菜作	622	13%
施設花き作	1,422	11%
露地野菜作	216	5%
果樹作	291	8%
稲作	105	7%

- 農業用温室の価格は、資材、人件費の上昇を背景に近年大幅に値上がりした。
(パイプハウス本体価格は8年前の約1.7倍)
- 施設園芸では、農業経営費のうち施設費が1割以上を占める。

出展：施設園芸をめぐる情勢（平成28年6月 農林水産省）

<中山間地域の目指すべき姿>



傾斜地の狭い圃場が散在し、機械化も困難なため担い手への集積が進まない。

高齢化による農地荒廃の加速化



小さな圃場を集約、ゾーニングし、担い手が利用しやすい圃場条件を整備。

優良品種への改植や園内道整備による機械化が進み、収益性の向上が図られる

【提案・要望実現の効果】

(米・麦・大豆種子安定供給に向けて)

生産者には高品質で安価な種子を供給し、種子更新率を高め、高品質多収生産を図ることが可能となり、農業所得の向上につながる。

(コスト縮減)

施設建設費や生産資材、輸送などのコスト縮減に向けた技術を開発し、現地へ普及することで、農業者の所得向上及び産地の維持、拡大につながる。

(果樹産地体質強化)

樹園地の改植、条件整備により担い手を中心とした果樹産地の構造改革が促進されるとともに、農家経営安定や樹園地の継承及び産地の維持・発展が図られる。

(家畜の伝染性疾病の侵入防止)

本県農業の中心を担う畜産業の持続的な経営安定につながる。

63 農業の収益性向上に向けた農地の基盤整備促進について

【農林水産省】

【提案・要望】

農業所得向上のため、担い手への農地集積及び農地の基盤整備を促進するために必要となる以下の対策の充実・強化を図ること

- 1 離島地域における農地整備に係るガイドラインについて、県負担割合を内地（中山間）水準まで引き上げること
- 2 農地中間管理事業の活用に関する以下の支援を行うこと
 - (1) 農地中間管理機構関連農地整備事業の要件緩和
 - (2) 集積協力金制度の延長
 - (3) 農地中間管理事業の利用促進のための事務の簡素化
- 3 諫早湾干拓事業で造成された潮受堤防等の長寿命化・更新について、国営として実施できるよう国営かんがい排水事業の要件を緩和すること

【本県の現状・課題等】

1 離島地域の農業

農業者の減少に加え耕作放棄地も増加している中、農地整備における国のガイドラインで示された農家負担は、内地（中山間）7.5%に対し、水田10%、畑地10.5%と高く、農家負担への不安から、合意形成が進まない状況である。

2 農地中間管理事業の活用

- (1) 機構関連事業は、15年以上の中間管理権設定などの極めて高い要件が設定されているが、離島や中山間地域では、未登記や不在・不明地主の存在など、15年以上の中間管理権設定が困難な農地が多く、円滑な事業活用の支障となっている。
- (2) 現在運用されている集積協力金制度については、平成26年度から30年度までの限定措置となっているが、農地の継続的な拠出を促すため継続が必要である。
- (3) 機構関連事業を活用する際の煩雑な事務手続きが、事業主体の大きな負担となっている。

3 諫早湾干拓事業で造成された施設

県、市、土地改良区が連携して機能保全に務めているが、経年劣化に伴う長寿命化対策や更新整備は、施設規模や万一の場合の周辺への影響が大きく、管理の範疇を越えているため、国営事業での長寿命化・更新を実施していただきたい。

< 農地の基盤整備促進のイメージ> (水田地帯の例)



小さな圃場が散在し、利用権を設定しても担い手は利用せず、集積が進まない。

未相続や所有者不明の農地が点在し、利用や基盤整備が実施できない。

・農地整備ガイドラインの見直し
・機構関連事業の要件緩和



小さな圃場を集約、ゾーニングし、担い手が利用しやすい圃場条件を整備。

ロボットや環境制御技術を導入し、集落営農法人や雇用型経営体を育成

< 諫早湾干拓事業関連施設の更新・長寿命化による課題解消>

- 排水門において、**突然、ゲートが開閉できなくなるなどの事象が発生**
- 年々、故障頻度が増加し、**通信制御設備では100回を超える故障が発生**



通信制御設備において、原因不明の故障が頻発しており、排水管理に大きな影響



- ・原因不明の故障回数が増大傾向
- ・運転停止を伴う事故事象の発生が増加
- ・通信制御設備の不通に伴い、機側操作による操作管理が大きな負担

【提案・要望実現の効果】

(離島地域の農業)

農家負担軽減により、農地の基盤整備が促進され、生産性の高い農地が確保されることによって、高収益作物導入が進み、離島地域の生活基盤を守ることができる。

(農地中間管理機構関連農地整備事業)

機構関連事業を活用して農地の基盤整備が促進されることで、担い手への農地集積・集約化が加速化する。

(諫早湾干拓事業で造成された施設)

国営事業として実施することで、計画的な施設更新および突発的な不具合に対する迅速な対応が可能となり、地域の防災・減災を維持することができる。

64 林業の収益性向上に向けた生産対策の充実強化について

【農林水産省】

【提案・要望】

- 1 木材の安定供給に向けて、間伐材の生産及び路網整備等を一体的に推進するとともに、木材利用の拡大・促進、木材産業の体制整備など川上から川下までの総合的な取組に対して継続的な予算の確保を図ること
- 2 公共建築物等における木材の利用を促進し、国産材の需要を拡大するため、JAS工場認定取得及び公共建築物等の木造・木質化に向けた支援を拡充すること
- 3 県産ヒノキの利用促進に向け、CLTなどヒノキを活用した新たな製品開発・普及に向けた支援を行うこと

【本県の現状・課題等】

本県では、県産材の安定供給体制の確立と流通、需要拡大を図るため、森林所有者から木材市場、製材工場、さらには、プレカット工場や工務店などの需要者までの関係者が一堂に会した「長崎県地域材供給倍増協議会」を立上げ、木材の利用推進に努めている。また、協議会の下部組織として、「CLT部会」を組織し、CLTの普及、設計技術研修、県産ヒノキを用いたCLTの開発のための製造・強度試験等を行っている。

1 木材の安定供給に向けた総合的な取組

林業の成長産業化に向けて、木材の生産から利用までの全ての段階において生産性向上やコストの低減に取り組み、地域林業及び木材産業の活性化のための予算が必要である。

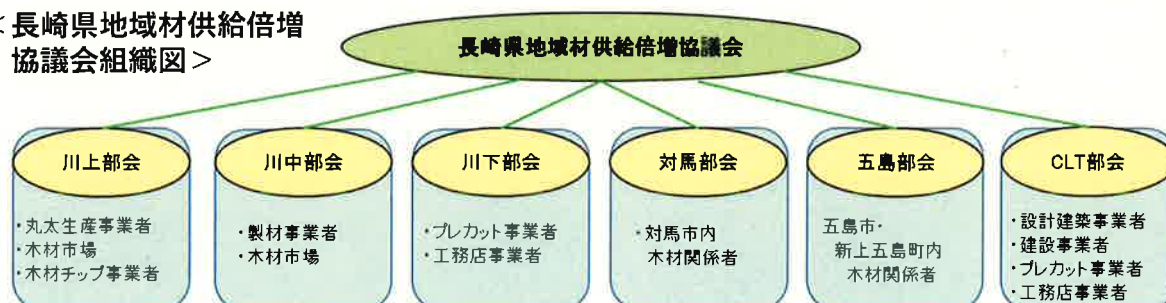
2 公共建築物等の木造化・木質化

「長崎県公共建築物木材利用促進方針」に基づく地域材利用を喚起する取組等により木材利用に係る意識が醸成されるなど一定の成果は得られたものの、公共建築物においては木造率が11.7%と一般住宅の59%と比べて低いため、現在15%となっている施設整備関連の補助率を嵩上げし、木材利用を図る必要がある。また本県には公共建築物の材料として必要なJAS製品を生産可能な製材工場がないため、認定取得のための経費支援が必要である。

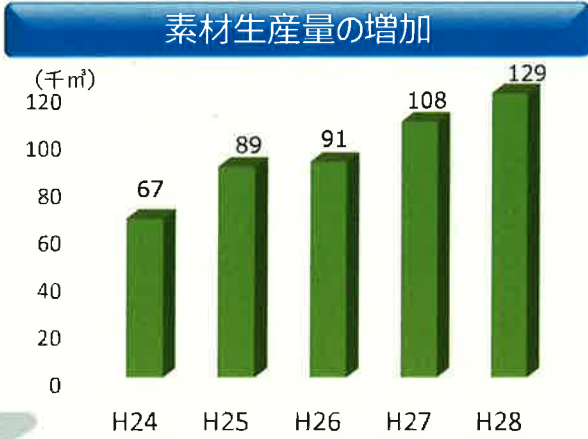
3 CLT等新製品や県産ヒノキの利用拡大

ヒノキを主体とした木材生産が盛んな本県では、ヒノキを活用したCLTなどの新たな製品開発とその普及が求められているが、本県にCLT関連工場はなく、そのための環境が整っていないため、ヒノキを用いたCLT等の製品の開発やそれらを利用した木造施設整備に対する支援が必要である。

<長崎県地域材供給倍増協議会組織図>



<木材の安定供給に向けた取組と効果>



地域の活性化、雇用創出

本県林業のめざす姿 (H28 ⇒ H32)

搬出間伐の推進 1,714ha → 2,500ha
 素材生産量 128,516m³ → 200,000m³

<CLT等新たな製品の普及に向けた取組>



【提案・要望実現の効果】
 (木材の安定供給に向けた総合的な取組)
 林業・木材産業の体制整備を進めることで、木材・製材の生産コスト低減や生産量の拡大が図られ、森林所有者への所得還元、雇用の拡大が実現し、林業の成長産業化が可能となる。

(公共建築物等の木造化及びCLT等新製品や県産ヒノキの利用拡大)
 公共建築物の木造化を先駆的に進めることで民間施設の木造化が誘導される。また、CLT等新製品による県産ヒノキの利用拡大により、林業・木材産業の活性化が進み、それらにより森林所有者への所得還元、雇用の拡大が実現し、林業の成長産業化が図られる。